

○河北郡市広域事務組合施設建設基金条例

制定 平成16年3月1日 条例第22号
改正 平成17年12月22日 条例第5号

(趣旨)

第1条 河北郡市広域事務組合の施設の新・増設、改造及び修繕（以下「建設等」という。）に要する経費の財源に充てるため河北郡市広域事務組合施設建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 前項に定める施設は、ごみ処理施設、廃棄物再生利用施設、粗大ごみ処理施設及び埋立処分地施設とする。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用し保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は第1条の趣旨に沿う経費の財源に充当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月22日条例第5号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。